



埼玉県報

第 3032 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 28 日
火曜日

目次

告示

- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の告示（広聴広報課）
- 平成 30 年度クリーニング師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒川中部土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（自動車税事務所）
- 県道秩父上名栗線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 県道伊勢崎深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,220千部×8回(8ページ×5回、12ページ×3回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

7.61円(8ページ税抜き1部当たりの単価)

8.67円(12ページ税抜き1部当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月24日

告示

埼玉県告示第九百三十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年十一月十三日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

(1) 持参の場合

平成三十年十月二日（火）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時まで

(2) 郵送の場合

平成三十年九月二十五日（火）から十月二日（火）まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、十月二日（火）までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十二月二十日（木）午前十時から十二月二十一日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十二月二十日（木）午前十時から平成三十一年一月二十一日（月）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加谷塚上町計画

埼玉県草加市谷塚上町字立野二百七十一番一の一部外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社サンベルクスホールディングス 代表取締役 鈴木秀夫

東京都足立区花畑四丁目十一番十四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社サンベルクス 代表取締役 鈴木秀夫

東京都足立区花畑四丁目十一番十四号 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年四月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千八百四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二三三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンベルクス 午前九時から午後九時四十五分

未定（衣料品） 午前九時から午後九時四十五分

未定（ドラッグストア） 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成三十年八月三日

二 縦覧期間

平成三十年八月二十八日から平成三十年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月二十八日から平成三十年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 須 藤 浩 一 埼玉県深谷市内ヶ島二百七十八番地一

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

測量計画機関であるさいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大字大門及び大字下野田地区

四 作業期間

平成三十年八月二十日から平成三十一年三月十五日まで

告示

埼玉県告示第九百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 十号	ビューロ ーペリタ スジャパ ン株式会 社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東京御茶ノ 水事務所 東京都千代田 区神田駿河台 二丁目八番	東京御茶ノ 水事務所 東京都千代田 区神田駿河台 四丁目三番地	平成三十年 九月三日

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課システム係 電話048-832-0110 内線4076

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月5日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年10月9日（火）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年9月28日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年9月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Advanced analyzing system server device etc.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
October 9, 2018 By mail; 5:00 p.m. October 5, 2018 In person; 10:20
a.m. October 9, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

1,719,273,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月1日

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年八月二十八日

埼玉県自動車税事務所長 渡邊 守比呂

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
関東油脂興産株式会社	代表取締役 繁野 憲治	埼玉県川口市前川三丁目十五番五号	平成三十年七月十日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>秩父上名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市本町一四〇八番二地先から同市本町一三七〇番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年一月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一五・七九メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 秩父上名栗線 秩父市本町一四〇八番二地先から

同市本町一三七〇番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年八月二十九日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	伊勢崎深谷線
供用開始の区間	深谷市中瀬字向島一六五六番一地先から同市中瀬字向島一六五四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年八月三十一日 (午後三時)
備考	平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一三〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県公営企業告示第三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 業務委託の名称
30 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日
平成 30 年 1 月 30 日
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 4 月 2 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社加藤商事 代表取締役 秋谷 信仁
埼玉県さいたま市西区大字中釘 2 2 2 8 番地 5
- 5 契約金額
1 トン当たり 2,697 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

告 示

埼玉県公営企業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 業務委託の名称
30 大委第 7 - 1 - 3 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託
- 2 入札の公告を行った日
平成 30 年 3 月 30 日
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 5 月 22 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 菊田 勝實
埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地
- 5 契約金額
1 トン当たり 1,890 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 番地

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五号様式を次のように改める。

○ 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成何年何月何日

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長
何市 (区町村) 選挙管理委員会委員長 印
在外選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第30条の6第1項又は第2項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数 (B)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の抹消者数 (C)			
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A+B-C)			

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないとして決定した者	備考

(備考)

- (B)又は(C)の「平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数(又は抹消者数)」は、前回異議の申出期間の初日から今回異議の申出期間の初日の前日まで間に在外選挙人名簿に登録又は抹消された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ(B)の欄と(C)の欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を()内添すること。
- (A)の欄は、前回異議の申出期間の初日の前日現在の名簿登録者数と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあましを備考欄に記載すること。

第五号様式 (在外選挙人名簿登録者数等報告書様式)

改正案

平成何年何月何日

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長
何市 (区町村) 選挙管理委員会委員長 印
在外選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数 (B)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の抹消者数 (C)			
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A+B-C)			

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないとして決定した者	備考

(備考)

- (B)又は(C)の「平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数(又は抹消者数)」は、前回異議の申出期間の初日から今回異議の申出期間の初日の前日まで間に在外選挙人名簿に登録又は抹消された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ(B)の欄と(C)の欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を()内添すること。
- (A)の欄は、前回異議の申出期間の初日の前日現在の名簿登録者数と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあましを備考欄に記載すること。

第五号様式 (在外選挙人名簿登録者数等報告書様式)

現行

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 武蔵野会 朝霞台中央総合病院	五 埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番地

告示

埼玉県選管告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 山寿会 特別養護老人ホーム島町花の郷	埼玉県さいたま市見沼区島町三百五番地
病院	医療法人社団 武蔵野会 TMGあさか医療センター	埼玉県朝霞市溝沼千三百四十番地の一